

# 令和5年度に実施を予定している空き家関連補助事業について

- ・ 空き家除却支援事業（仮称） . . . . . p 1、2
- ・ 空き家賃貸住宅化支援事業（仮称） . . . . . p 3、4
- ・ 湧別町空き家流通促進事業（仮称） . . . . . p 5、6

---

## 湧別町空き家除却支援事業（仮称）

### 1. 制度の目的

所有者等による適正な管理が困難であり、将来的に周辺環境へ悪影響を及ぼす恐れのある空き家の除却を支援することにより、町民の生活環境を守り、安全で安心な居住環境の形成を図るとともに除却後の土地の有効利用の推進を目的とします。

### 2. 補助メニュー

- (1) 不良住宅除却
- (2) 跡地活用空き家除却
- (3) (1) (2) 以外の空き家除却

### 3. 補助対象となる建物等の要件

#### 【共通】

- (1) 湧別町内に所在する建物
- (2) 今後1年以上にわたり使用されない（見込みを含む）建物
- (3) 所有者および所有権の調整を終えた管理者が管理する建物
- (4) 用途が専用住宅または併用住宅（延床面積の2分の1以上が居住用）の建物
- (5) 所有権以外の権利が設定されていない、又は権利者から除却の同意を得ている建物

#### 【不良住宅除却】

- (1) 住宅地区改良法第2条第4号に規定する不良住宅で、住宅地区改良法施行規則別表第一により不良度を評定し、合算した評点が100以上となる空き家

#### 【跡地活用空き家除却】

- (1) 除却後の土地の位置及び形状等、公益的利用が可能である土地に所在する空き家

### 4. 補助対象となる工事

- (1) 湧別町内に所在する事業者による工事
- (2) 土木工事業、建築工事業、解体工事業の建設業許可を受けた者又は解体工事業の登録を行った者による工事
- (3) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていない工事
- (4) 建物の全部を除却し、一団の土地を更地にする工事

# 令和5年度に実施を予定している空き家関連補助事業について

## 5. 補助対象となる者

### 【共通】

- (1) 対象となる建物を所有または管理する個人または法人（産業団体等を除く）
- (2) 町税または使用料等の滞納がない者
- (3) 除却工事後の土地を活用できる者

### 【跡地活用空き家除却】

- (1) 町又は地域等と除却後の土地の利用に関する10年間の無償賃貸契約を締結する者
- (2) 除却後の土地の公益的利用について、町又は地域とともに周辺住民等に対し、周知を行える者

## 6. 補助対象経費

### (1) 補助対象経費

- ①対象建物と建物に附属する門、塀、柵、物置、植栽及び地下埋設物（浄化槽等）の除却に要する経費
- ②除却工事後の土地の埋め戻し及び整地に係る経費
- ③除却工事に必要となる仮設工事に係る経費

### (2) 補助対象外経費

- ①空き家等の屋内残置物の処理に係る費用
- ②アスベスト含有の有無に係る分析調査費用
- ③補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額

## 7. 補助率及び補助金上限額

### (1) 不良住宅除却

- 個人：対象経費×5分の4 上限額100万円  
法人：対象経費×2分の1 上限額100万円

### (2) 跡地活用空き家除却

- 個人：対象経費×5分の4 上限額100万円  
法人：対象経費×2分の1 上限額100万円

### (3) (1)(2)以外の空き家除却

- 個人：対象経費×2分の1 上限額50万円  
法人：対象経費×4分の1 上限額30万円

## 8. 施行日

令和5年4月1日

※令和8年3月31日をもって制度終了

# 令和5年度に実施を予定している空き家関連補助事業について

## 空き家賃貸住宅化支援事業（仮称）

### 1. 補助事業の目的

使用がなされていない空き家の賃貸住宅化のための住宅改修を支援することにより、空き家の住宅ストックとしての有効利用を促進し、住宅困窮者の住宅を確保するとともに、良好な住環境の整備を推進することを目的とします。

### 2. 補助対象となる建物の要件

- (1) 湧別町内に所在する建物
- (2) 入居者の死亡や施設入所等により、6カ月以上使用されていない建物
- (3) 現所有者に所有権が移転されている建物
- (4) 用途が専用住宅または併用住宅（延床面積の2分の1以上が居住用）の建物  
※補助対象は、居住部分の改修のみ。
- (5) 昭和56年6月1日以降に着工された建物  
※昭和56年5月30日以前に着工されていても、耐震改修を行うものは対象可
- (6) 事業完了後、一般に貸し出すことができる状態の建物

### 3. 補助対象となる者

- (1) 建物を所有する個人若しくは法人又は所有しようとする個人若しくは法人
- (2) 町税または使用料等の滞納がない者
- (3) 事業完了後、改修を行った建物を10年以上一般に貸し出すことができる者

### 4. 補助金交付の対象事業（以下のすべてを満たすもの）

- (1) 賃貸住宅化に必要な改修工事を行う事業
- (2) 改修しようとする建物に台所、水洗トイレ、浴室が備えられていない場合、それらを設置する事業
- (3) 改修しようとする建物の専有部分の床面積が40㎡以下である場合、その面積を40㎡以上とする事業
- (4) 補助金交付の翌年度から起算して10年間、改修した建物を賃貸住宅として管理する事業

## 令和5年度に実施を予定している空き家関連補助事業について

### 5. 補助金交付の対象経費（すべて消費税・地方消費税を除く）

- (1) 増改築工事費
- (2) 耐久性を高める工事費（修繕・塗装工事等）
- (3) 安全性・防災性を高める工事費（耐震・補強・防火・バリアフリー化工事等）
  
- (4) 住居性を高める工事費（間取変更、住宅設備改良、内装、断熱工事等）
- (5) 改修対象建物の取得

### 6. 補助率及び補助金上限額

補助対象経費の4分の1で上限50万円、町内施工で100万円  
（補助対象者の個人、法人区別による補助額に差はなし）

### 7. 施行日

令和5年4月1日

※令和8年3月31日をもって制度終了

# 令和5年度に実施を予定している空き家関連補助事業について

## 湧別町空き家流通促進事業（仮称）

### 1. 制度の目的

所有者の死亡等により相続権が発生した建物の流通に必要となる手続きを支援することにより、空き家の流通の促進及び有効利用の推進を図ることで空き家の適正管理と発生抑制に資することとします。

### 2. 補助対象事業

- (1) 屋内及び敷地内の残置物撤去
- (2) 空き家及び空き家がある土地の相続登記手続き

### 3. 補助対象となる建物等の要件

- (1) 湧別町内に所在する建物
- (2) 6カ月以上使用されていない建物
- (3) 相続人及び相続人の親族が居住しない建物
- (4) 用途が専用住宅または併用住宅（延床面積の2分の1以上が居住用）の建物
- (5) 事業完了後、売買や賃貸により活用できる状態の建物

### 4. 補助対象となる者

- (1) 対象となる建物の相続人
- (2) 町税または使用料等の滞納がない者
- (3) 事業完了後、対象となる建物を町の住まいの情報バンクに情報登録できる者

### 5. 補助対象経費

- (1) 屋内及び敷地内の残置物撤去
  - ① 廃棄物の整理、分別、収集、運搬、処分に係る経費
  - ② 特定家庭用機器の引取運搬料金及びリサイクル料金
- (2) 相続登記手続き
  - ① 司法書士又は弁護士への委託料
  - ② 各種証明書発行手数料
  - ③ 登録免許税

## 令和5年度に実施を予定している空き家関連補助事業について

### 6. 補助率及び補助金上限額

(1) 敷地内の残置物撤去

対象経費の2分の1 上限額10万円

(2) 相続登記手続き

対象経費の2分の1 上限額5万円

### 7. 施行日

令和5年4月1日